

頁	項目	誤	正
68-A	143問	永久差異項目には、次のようなものが該当する。	永久差異項目には、交際費や寄附金、延滞税等の罰科金の損金不算入額（税務上の限度超過額）が含まれる。なお、法人税も会計上は費用であるが税務上は損金ではないため、永久差異となる。
77-Q	166問	d) 資産性と負債性	d) 資産性と費用性
129-Q	295問	“固定比率 (%) = 固定資産 ÷ 自己資本 × 100” “固定長期適合率 (%) = 固定資産 ÷ [自己資本 + 固定負債] × 100”	“固定比率 (%) = 固定資産 ÷ 株主資本 × 100” “固定長期適合率 (%) = 固定資産 ÷ [株主資本 + 固定負債] × 100”

※修正・削除・追加等を行った部分を赤字にて表記しております。